

廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業実施要領

第 1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業）交付要綱（令和 8 年 4 月 1 日付け環循適発第 2604014 号。以下「交付要綱」という。）第 4 条第 6 項の規定に基づき、同条第 1 項に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、脱炭素社会の実現を図ることを目的とする。

第 2 事業の実施方法等

（１）対象事業の要件

廃棄物処理施設の立地条件や熱需要の偏在等により未利用熱が多く発生している課題に対し、蓄熱輸送技術による蒸気供給システムを確立する実証を行うことにより、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び廃棄物処理施設における熱回収利用の高度化システムを構築するための開発・実証を行う事業を対象とする。

（２）補助対象外経費

以下の経費は対象としない。

- ア 事業に必要な用地の確保に要する経費
- イ 建屋の建設（本事業の実施に伴い必要となる設備等の維持、管理に必要な必要最小限度のもので、専ら補助事業においてのみ使用し、他用途へ転用することができないものを除く。）にかかる経費
- ウ 事業実施に携わる機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費
- エ 学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- オ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- カ 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- キ 既存施設、設備等の撤去費
- ク その他、事業の実施に関連性のない経費

（３）維持管理

導入した設備は、補助事業申請者及び事業主体の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

（４）報告書の提出

ア 事業継続に係る報告

補助事業者は、翌年度も継続して補助事業を実施しようとする場合においては、継続しようとする年度の前年度の 3 月末において見込まれる達成状況

を、別途示す様式により報告し、継続の審査を受けることとする。

イ 事業終了時に係る報告

補助事業者は、実施課題における補助事業の総事業期間（複数年度に亘り事業を実施した場合はその最終年度）を終了した場合においては、補助事業の概要・成果、成果の発表状況、期待される二酸化炭素削減効果、今後の事業展開に向けての課題等を取りまとめ、別途示す様式により作成の上、環境省が別途指定する期日までに報告し、事後評価を受けるものとする。なお、期待される二酸化炭素削減効果については、削減量、その算出方法及び算定根拠を記入するとともに、算定根拠として使用した具体的資料を明示すること。

ウ 事業終了後に係る報告

補助事業者は、実施課題における補助事業の総事業期間（複数年度に亘り事業を実施した場合はその最終年度）を終了した年度の翌年度から3年間については、開発・実証された成果の活用状況を取りまとめた上、各年度の翌年度の4月30日までに、別途示す様式により報告することとする。

（5）委託事業の応募に関する留意事項

補助事業と委託事業を併せて応募する場合には、交付要綱別表第2の第1欄に掲げる業務費等との重複がないようにすること。

第3 収益納付

交付要綱第9条第1項第十三号の規定により環境大臣が事業報告書に基づき相当の収益を生じたと認定した場合、補助事業者に対し、補助事業をすべて終了した年度以降の3年間について、以下の算出式による収益納付額を国に納付させることができる。

収益納付額＝（A－B）×C／D－E

A：収益額（補助事業により取得した産業財産権等の譲渡、実施権の設定等による収益のうち補助事業が寄与した部分の相当額から関係経費等を差し引いた額の各年度の累計）

B：控除額（補助事業に要した経費のうち自己負担額）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

（注1）相当の収益が生じた場合とは、収益額－控除額＞0の場合とする。

（注2）収益額の計算に当たっては、産業財産権等に対する補助事業の寄与が一部である場合には、公正妥当な寄与率を収益に乘じることとする。

（注3）関係経費等には、当該産業財産権等に係る分として厳格に区分経理できる場合に限り、必要に応じて当該産業財産権等に係る管理費等を含むことができる。

- (注4) 補助事業が複数年度に亘る場合は、補助対象経費、補助金確定額、補助事業に要した経費は各年度の累計とする。
- (注5) 収益が少額の場合や当該年度の収益が赤字の場合は、納付を求めることにより補助目的の阻害となる可能性もあるため、必要に応じて納付の猶予や免除を行うことができる。

附 則

この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。